平成25年

第1回市議会定例会 議案第67号

函館市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について 函館市道路の構造の技術的基準等を定める条例を次のように定める。 平成25年2月28日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市道路の構造の技術的基準等を定める条例 (趣旨)

第1条 この条例は,道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第30条第3項および第45条第3項の規定に基づき,道路を新設し,または改築する場合における道路の構造の技術的基準および道路に設ける道路標識の寸法を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法 の例による。
- 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該 各号に定めるところによる。
  - (1) 歩道 専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線または柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。
  - (2) 自転車道 専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線または 柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分 をいう。
  - (3) 自転車歩行者道 専ら自転車および歩行者の通行の用に供するために、縁石線または柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。
  - (4) 車道 専ら車両の通行の用に供することを目的とする道路の部分 (自転車道を除く。)をいう。

- (5) 車線 1 縦列の自動車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分(副道を除く。)をいう。
- (6) 付加追越車線 専ら自動車の追越しの用に供するために、車線(登坂車線、屈折車線および変速車線を除く。) に付加して設けられる車線をいう。
- (7) 登坂車線 上り勾配の道路において速度の著しく低下する車両を 他の車両から分離して通行させることを目的とする車線をいう。
- (8) 屈折車線 自動車を右折させ、または左折させることを目的とする車線をいう。
- (9) 変速車線 自動車を加速させ、または減速させることを目的とする車線をいう。
- (10) 中央帯 車線を往復の方向別に分離し、および側方余裕を確保するために設けられる帯状の道路の部分をいう。
- (11) 副道 盛土, 切土等の構造上の理由により車両の沿道への出入り が妨げられる区間がある場合に当該出入りを確保するため, 当該区 間に並行して設けられる帯状の車道の部分をいう。
- (12) 路肩 道路の主要構造部を保護し、または車道の効用を保つため に、車道、歩道、自転車道または自転車歩行者道に接続して設けら れる帯状の道路の部分をいう。
- (13) 側帯 車両の運転者の視線を誘導し、および側方余裕を確保する機能を分担させるために、車道に接続して設けられる帯状の中央帯または路肩の部分をいう。
- (14) 停車帯 主として車両の停車の用に供するために設けられる帯状 の車道の部分をいう。
- (15) 軌道敷 専ら路面電車(道路交通法(昭和35年法律第105号) 第2条第1項第13号に規定する路面電車をいう。以下同じ。)の 通行の用に供することを目的とする道路の部分をいう。
- (16) 交通島 車両の安全かつ円滑な通行を確保し、または横断する歩 行者もしくは乗合自動車もしくは路面電車に乗降する者の安全を図 るために、交差点、車道の分岐点、乗合自動車の停留所、路面電車

- の停留場等に設けられる島状の施設をいう。
- (17) 植樹帯 専ら良好な道路交通環境の整備または沿道における良好な生活環境の確保を図ることを目的として、樹木を植栽するために縁石線または柵その他これに類する工作物により区画して設けられる帯状の道路の部分をいう。
- (18) 路上施設 道路の附属物(共同溝および電線共同溝を除く。)で 歩道,自転車道,自転車歩行者道,中央帯,路肩,自転車専用道路, 自転車歩行者専用道路または歩行者専用道路に設けられるものをい う。
- (19) 都市部 市街地を形成している地域または市街地を形成する見込みの多い地域をいう。
- (20) 地方部 都市部以外の地域をいう。
- (21) 計画交通量 道路構造令(昭和45年政令第320号。以下「構造令」という。)第2条第21号の規定により,道路の設計の基礎とするために,当該道路の存する地域の発展の動向,将来の自動車交通の状況等を勘案して,市が定める自動車の日交通量をいう。
- (22) 設計速度 道路の設計の基礎とする自動車の速度をいう。
- (23) 視距 車線(車線を有しない道路にあっては,車道。以下この号において同じ。)の中心線上1.2メートルの高さから当該車線の中心線上にある高さ10センチメートルの物の頂点を見通すことができる距離を当該車線の中心線に沿って測った長さをいう。

(道路の区分)

第3条 この条例における道路の区分は、構造令第3条に定めるところによる。

(道路の構造の技術的基準)

第4条 道路を新設し、または改築する場合における法第30条第3項 の規定により条例で定める道路の構造の技術的基準は、次条から第45 条までに定めるところによる。

(車線等)

第5条 車道(副道,停車帯その他規則で定める部分を除く。)は、車

線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級または第4種 第4級の道路にあっては、この限りでない。

2 道路の区分および地方部に存する道路にあっては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量(自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。)の欄に掲げる値以下である道路の車線(付加追越車線,登坂車線,屈折車線および変速車線を除く。次項において同じ。)の数は,2とする。

区分		地形	設計基準交通量 (単位 1日につき台)
	第2級	平地部	9,000
	笠 9 纽	平地部	8,000
第3種	第3級	山地部	6,000
	第4級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第1級		12,000
第4種	第2級		10,000
	第3級		9,000

交差点の多い第4種の道路については、この表の設計基準交通量 に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。

3 前項に規定する道路以外の道路(第3種第5級および第4種第4級の道路を除く。)の車線の数は4以上(交通の状況により必要がある場合を除き,2の倍数)とし、当該道路の区分および地方部に存する道路にあっては地形の状況に応じ、次の表に掲げる1車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

区分		地形	1 車線当たりの設計基準交通量 (単位 1日につき台)
	笠 9 纽	平地部	9,000
第2級		山地部	7,000

第3種	第3級	平地部	8,000
	弁 3 脳 	山地部	6,000
	第4級	山地部	5,000
	第1級		12,000
第 4 種	第2級		10,000
	第3級		10,000

交差点の多い第4種の道路については、この表の1車線当たりの設計基準交通量に0.6を乗じた値を1車線当たりの設計基準交通量とする。

4 車線(登坂車線,屈折車線および変速車線を除く。以下この項において同じ。)の幅員は,道路の区分に応じ,次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし,第3種第2級または第4種第1級の普通道路にあっては,交通の状況により必要がある場合においては,同欄に掲げる値に0.25メートルを加えた値とすることができる。

区分			車線の幅員 (単位 メートル)		
## O \#	笠 0 纽	普通道路		3.	2 5
	第2級	小型道路		2.	7 5
第3種	第3級	普通道路			3
		小型道路		2.	7 5
	第4級			2.	7 5
	笠 1 纽	普通道路		3.	2 5
第4種	第1級	小型道路		2.	7 5
<b>先</b> 4性	第2級	普通道路			3
	および 第3級	小型道路		2.	7 5

5 第3種第5級または第4種第4級の普通道路の車道の幅員は,4メートルとするものとする。ただし,当該普通道路の計画交通量が極めて少なく,かつ,地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない

場合または第36条の規定により車道に狭さく部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。

(車線の分離等)

- 第6条 車線の数が4以上である道路(対向車線を設けない道路を除く。 以下この条において同じ。)の車線は、安全かつ円滑な交通を確保す るため必要がある場合においては、往復の方向別に分離するものとす る。
- 2 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。
- 3 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋もしくは高架の道路または地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		中央帯 (単位 )	
	第2級		
第3種	第3級	1.75	1
	第4級		
	第1級		
第4種	第2級	1	
	第3級		

- 4 中央帯には、側帯を設けるものとする。
- 5 前項の側帯の幅員は、0.25メートルとするものとする。
- 6 中央帯のうち側帯以外の部分(以下「分離帯」という。)には、柵 その他これに類する工作物を設け、または側帯に接続して縁石線を設 けるものとする。
- 7 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、 構造令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

- 8 中央帯の幅員を定めるに当たっては、除雪を考慮するものとする。 (副道)
- 第7条 車線(登坂車線,屈折車線および変速車線を除く。)の数が4 以上である第3種または第4種の道路には,必要に応じ,副道を設け るものとする。
- 2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。(路肩)
- 第8条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、 中央帯または停車帯を設ける場合においては、この限りでない。
- 2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線もしくは変速車線を設ける箇所、長さ50メートル以上の橋もしくは高架の道路または地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分			車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)	
	第2級から第4級	普通道路	0.75	0.5
第3種	ち第4級	小型道路	0.5	
第5級		0.5		
第4種		0.5		

- 3 車道の右側に設ける路肩の幅員は、0.5メートル以上とするものとする。
- 4 第3種(第5級を除く。)の普通道路のトンネルの車道に接続する 路肩の幅員は、0.5メートルまで縮小することができる。
- 5 副道に接続する路肩については、第2項の表第3種の項車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄中「0.75」とあるのは、「0.5」とし、第2項ただし書の規定は適用しない。

- 6 歩道,自転車道または自転車歩行者道を設ける道路にあっては,道路の主要構造部を保護し,または車道の効用を保つために支障がない場合においては,車道に接続する路肩を設けず,またはその幅員を縮小することができる。
- 7 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、 自転車道または自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設ける ものとする。
- 8 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩 の幅員については、第2項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄 に掲げる値または第3項に規定する値に当該路上施設を設けるのに必 要な値を加えて第2項または第3項の規定を適用するものとする。
- 9 第3種の道路に歩道または自転車歩行者道を設けない場合においては、当該道路の路肩の幅員は、歩行者または自転車の交通の状況を考慮して定めることができる。
- 10 路肩の幅員を定めるに当たっては、除雪を考慮するものとする。 (停車帯)
- 第9条 第3種(第5級を除く。)または第4種(第4級を除く。)の 道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられ ないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停 車帯を設けるものとする。
- 2 停車帯の幅員は、2.5メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。 (軌道敷)

第10条 軌道敷の幅員は、軌道の単線または複線の別に応じ、次の表の 右欄に掲げる値以上とするものとする。

単線または複線の別	軌道敷の幅員 (単位 メートル)
単線	3
複線	6

(自転車道)

- 第11条 自動車および自転車の交通量が多い第3種または第4種の道路 には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状 況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限り でない。
- 2 自転車の交通量が多い第3種もしくは第4種の道路または自動車および歩行者の交通量が多い第3種もしくは第4種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、

  5メートルまで縮小することができる。
- 4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、構造令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車歩行者道)

- 第12条 自動車の交通量が多い第3種または第4種の道路(自転車道を 設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるも のとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得な い場合においては、この限りでない。
- 2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては 4 メートル以上、その他の道路にあっては 3 メートル以上とするものと する。
- 3 横断歩道橋もしくは地下横断歩道(以下「横断歩道橋等」という。) または路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については,前項に規 定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあっては3メートル, ベンチの上屋を設ける場合にあっては2メートル,並木を設ける場合

にあっては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあっては1メートル、その他の場合にあっては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級または第4種第4級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 4 自転車歩行者道の幅員を定めるに当たっては、当該道路の自転車および歩行者の交通の状況ならびに除雪を考慮するものとする。 (歩道)
- 第13条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。),歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)または自転車道を設ける第3種もしくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 2 第3種または第4種第4級の道路(自転車歩行者道を設ける道路および前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、その他の道路にあっては2メートル(地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートル)以上とするものとする。
- 4 横断歩道橋等または路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあっては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあっては2メートル、並木を設ける場合にあっては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあっては1メートル、その他の場合にあっては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級または第4種第4級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない

場合においては、この限りでない。

5 歩道の幅員を定めるに当たっては、当該道路の歩行者の交通の状況 および除雪を考慮するものとする。

(歩行者の滞留の用に供する部分)

第14条 歩道,自転車歩行者道,自転車歩行者専用道路または歩行者専用道路には,横断歩道,乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者または自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては,主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

(堆雪幅)

- 第15条 道路の外縁には、堆雪幅(除雪による雪の堆積の用に供する道路の部分をいう。次項において同じ。)を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず,道路の中央帯,路肩,停車帯,自転車歩 行者道および歩道の一部は,冬期において交通に支障を及ぼさない範 囲で,堆雪幅として用いることができる。

(植樹帯)

- 第16条 第4種第1級および第2級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。
- 3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造および交通の状況、沿道の土地利用の状況ならびに良好な道路交通環境の整備または沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。
  - (1) 都心部または景勝地を通過する幹線道路の区間

- (2) 相当数の住居が集合し、または集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間
- 4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(設計速度)

第17条 道路(副道を除く。)の設計速度は,道路の区分に応じ,次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし,地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては,同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区分		設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)		
	第 2 級	6 0	50または40	
第3種	第3級	60,50または40	3 0	
<b>分り性</b>	第4級	50,40または30	2 0	
	第5級	40,30または20		
	第1級	6 0	50または40	
第4種	第2級	60,50または40	3 0	
分 4 性	第3級	50,40または30	2 0	
	第4級	40,30または20		

2 副道の設計速度は、1時間につき、40キロメートル、30キロメートルまたは20キロメートルとする。

(車道の屈曲部)

第18条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(曲線半径)

第19条 車道の屈曲部のうち緩和区間(車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。)を除いた部分(以下「車道の曲線部」という。)の中心線の曲線半径(以

下「曲線半径」という。)は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	曲線 (単位 >	半径(ートル)
6 0	1 5 0	1 2 0
5 0	1 0 0	8 0
4 0	6 0	5 0
3 0	3 0	
2 0	1 5	

(曲線部の片勾配)

第20条 車道,中央帯(分離帯を除く。)および車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分および当該道路の存する地域の積雪寒冷の度に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値(第3種の道路で自転車道または自転車歩行者道を設けないものにあっては6パーセント、冬期の状況を考慮する必要がない道路にあっては10パーセント)以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

区分	道路の存する地域	最大片勾配 (単位 パーセント)
第3種	積雪寒冷の度が甚だしい地域	6
男 3 性	その他の地域	8
第4種		6

(曲線部の車線等の拡幅)

第21条 車道の曲線部においては、設計車両および当該曲線部の曲線半径に応じ、車線(車線を有しない道路にあっては、車道)を適切に拡

幅するものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりや むを得ない場合においては、この限りでない。

# (緩和区間)

- 第22条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、地 形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、こ の限りでない。
- 2 車道の曲線部において片勾配を付し、または拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。
- 3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値(前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を 超える場合においては、当該すりつけに必要な長さ)以上とするもの とする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	緩和区間の長さ (単位 メートル)
6 0	5 0
5 0	4 0
4 0	3 5
3 0	2 5
2 0	2 0

### (視距等)

第23条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	視距 (単位 メートル)
6 0	7 5
5 0	5 5
4 0	4 0
3 0	3 0
2 0	2 0

2 車線の数が2である道路(対向車線を設けない道路を除く。)においては、必要に応じ、自動車が追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

(縦断勾配)

第24条 車道の縦断勾配は,道路の区分および道路の設計速度に応じ, 次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただ し,地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において は,同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる。

区分		設計速度 (単位 1時間に つきキロメートル)	縦断勾配 (単位 パーセント)	
第3種	普通道路	6 0	5	8
		5 0	6	9
		4 0	7	1 0
		3 0	8	1 1
		2 0	9	1 2
		6 0	8	
	小型道路	5 0	9	
		4 0	1 0	
		3 0	1 1	
		2 0	1 2	
第 4 種	普通道路	6 0	5	7
		5 0	6	8
		4 0	7	9
		3 0	8	1 0
		2 0	9	1 1
	小型道路	6 0	8	
		5 0	9	
		4 0	1 0	
		3 0	1 1	

20 12

(登坂車線)

- 第25条 普通道路の縦断勾配が5パーセントを超える車道には、必要に 応じ、登坂車線を設けるものとする。
- 2 登坂車線の幅員は、3メートルとするものとする。 (縦断曲線)
- 第26条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。
- 2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度および当該縦断曲線の曲線 形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものと する。ただし、設計速度が1時間につき60キロメートルである第4 種第1級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりや むを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を1、000メート ルまで縮小することができる。

設計速度 (単位 1時間に つきキロメートル)	縦断曲線 の曲線形	縦断曲線の半径 (単位 メートル)
6 0	凸形曲線	1, 400
0 0	凹形曲線	1,000
5 0	凸形曲線	8 0 0
5 0	凹形曲線	7 0 0
4 0	凸形曲線	4 5 0
4 0	凹形曲線	4 5 0
3 0	凸形曲線	2 5 0
	凹形曲線	2 5 0
2 0	凸形曲線	1 0 0
2 0	凹形曲線	1 0 0

3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の長さ (単位 メートル)
6 0	5 0
5 0	4 0
4 0	3 5
3 0	2 5
2 0	2 0

#### (舗装)

- 第27条 車道,中央帯(分離帯を除く。),車道に接続する路肩,自転車道,自転車歩行者道および歩道は,舗装するものとする。ただし, 交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては,この限りでない。
- 2 車道および側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令(平成13年国土交通省令第103号)に定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。
- 3 第4種の道路(トンネルを除く。)の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用および自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

#### (横断勾配)

第28条 車道,中央帯(分離帯を除く。)および車道に接続する路肩には,片勾配を付する場合を除き,路面の種類に応じ,次の表の右欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配 (単位 パーセント)
前条第2項に規定する基準に適合する 舗装道	1. 5以上2以下
その他	3以上5以下

- 2 歩道または自転車道もしくは自転車歩行者道には、2パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。
- 3 前条第3項本文に規定する構造の舗装道にあっては、気象状況等を 勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、 または縮小することができる。

(合成勾配)

- 第29条 合成勾配(縦断勾配と片勾配または横断勾配とを合成した勾配 をいう。以下同じ。)は、8パーセント以下とするものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、冬期の状況を考慮する必要がない道路においては、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値(設計速度が1時間につき30キロメートルまたは20キロメートルの道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5パーセント)以下とすることができる。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	合成勾配 (単位 パーセント)
6 0	10.5
5 0	
4 0	1 1 5
3 0	11.5
2 0	

(排水施設)

第30条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街 葉、

集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

(平面交差または接続)

- 第31条 道路は、駅前広場等特別の理由のある箇所を除き、同一箇所に おいて同一平面で5以上交会させてはならない。
- 2 道路が同一平面で交差し、または接続する場合においては、必要に 応じ、屈折車線、変速車線もしくは交通島を設け、または隅角部を切 り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。
- 3 屈折車線または変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線 (屈折車線および変速車線を除く。)の幅員は、第4種第1級の普通 道路にあっては3メートルまで、第4種第2級または第3級の普通道 路にあっては2.75メートルまで、第4種の小型道路にあっては 2.5メートルまで縮小することができる。
- 4 屈折車線および変速車線の幅員は、普通道路にあっては3メートル、 小型道路にあっては2.5メートルを標準とするものとする。
- 5 屈折車線または変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

(立体交差)

- 第32条 車線(登坂車線,屈折車線および変速車線を除く。)の数が4 以上である普通道路が相互に交差する場合においては,当該交差の方 式は,立体交差とするものとする。ただし,交通の状況により不適当 なときまたは地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないとき は,この限りでない。
- 2 車線(屈折車線および変速車線を除く。)の数が4以上である小型 道路が相互に交差する場合および普通道路と小型道路が交差する場合 においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。
- 3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路 を相互に連結する道路(以下「連結路」という。)を設けるものとす る。
- 4 連結路については、第5条から第8条まで、第17条、第19条、 第20条、第22条から第24条まで、第26条および第29条の規 定は、適用しない。

# (鉄道等との平面交差)

- 第33条 道路が鉄道または軌道法 (大正10年法律第76号) による新設軌道 (以下「鉄道等」という。) と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は次に定める構造とするものとする。
  - (1) 交差角は, 45度以上とすること。
  - (2) 踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は,踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所または地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。
  - (3) 見通し区間の長さ(線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。)は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所または自動車の交通量および鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度 (単位 1時間につきキロメートル)	見通し区間の長さ (単位 メートル)
50未満	1 1 0
50以上70未満	1 6 0
70以上80未満	2 0 0
80以上90未満	2 3 0
90以上100未満	2 6 0
100以上110未満	3 0 0
110以上	3 5 0

(待避所)

第34条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を

設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路について は、この限りでない。

- (1) 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。
- (2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。
- (3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第35条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩 道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類 する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(凸部,狭さく部等)

第36条 第4種第4級の道路または主として近隣に居住する者の利用に供する第3種第5級の道路には、自動車を減速させて歩行者または自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道およびこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、または車道に狭さく部もしくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所等に設ける交通島)

第37条 自転車道,自転車歩行者道または歩道に接続しない乗合自動車 の停留所または路面電車の停留場には,必要に応じ,交通島を設ける ものとする。

(自動車駐車場等)

第38条 安全かつ円滑な交通を確保し、または公衆の利便に資するため 必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動 車停車所または非常駐車帯を設けるものとする。

(防雪施設その他の防護施設)

- 第39条 雪崩,飛雪または積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある 箇所には,雪覆工,流雪溝,融雪施設その他これらに類する施設で規 則で定めるものを設けるものとする。
- 2 前項に規定する場合を除くほか、落石、崩壊、波浪等により交通に

支障を及ぼし、または道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所に は、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

- 第40条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量およびトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。
- 2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合 においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設 けるものとする。
- 3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼ すおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、 消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋, 高架の道路等)

- 第41条 橋, 高架の道路その他これらに類する構造の道路(以下「橋等」という。)は、鋼構造、コンクリート構造またはこれらに準ずる構造とするものとする。
- 2 前項に規定するもののほか、橋等の構造の基準(法第30条第1項 第12号に掲げる事項に係るものを除く。)に関し必要な事項は、規 則で定める。

(附帯工事等の特例)

第42条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、または道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第5条から前条までの規定(第8条、第17条、第18条、第28条、第30条、第35条および第39条を除く。)による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(小区間改築の場合の特例)

第43条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として 改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において, これに隣接する他の区間の道路の構造が、第5条、第6条第3項から第5項まで、第7条、第9条、第10条、第11条第3項、第12条第2項および第3項、第13条第3項および第4項、第16条第2項および第3項、第19条から第26条まで、第27条第3項ならびに第29条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第5条、第6条第3項から第5項まで、第7条、第8条第2項、第9条、第10条、第11条第3項、第12条第2項および第3項、第13条第3項および第4項、第16条第2項および第3項、第23条第1項、第25条第2項、第27条第3項、次条第1項および第2項ならびに第45条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路および自転車歩行者専用道路)

- 第44条 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5メートルまで縮小することができる。
- 2 自転車専用道路または自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員 0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。
- 3 自転車専用道路または自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路または自転車歩行者専用道路の幅員は、構造令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 4 自転車専用道路および自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車および歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 5 自転車専用道路および自転車歩行者専用道路については、第3条か

ら第42条までおよび前条第1項の規定(自転車歩行者専用道路にあっては,第14条を除く。)は,適用しない。

(歩行者専用道路)

- 第45条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域および歩行者 の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。
- 2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、構造令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円 滑に通行することができるものでなければならない。
- 4 歩行者専用道路については、第3条から第13条まで、第15条から第42条までおよび第43条第1項の規定は、適用しない。

(道路に設ける道路標識の寸法)

第46条 法第45条第3項の規定により条例で定める道路に設ける道路標識の寸法は,道路の構造を保全し,または交通の安全および円滑を図ることを旨として,規則で定める。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

# (提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係 法律の整備に関する法律による道路法の一部改正に伴い,道路の構造の 技術的基準および道路標識の寸法を定めるため 函館市道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則大綱

- 1 車線により構成されない車道の部分について
- 2 交通安全施設について
- 3 防雪施設について
- 4 橋等の構造の基準について
- 5 案内標識等の寸法について